

報告第 3 号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告する。

平成 26 年 9 月 9 日提出

上郡町長 遠 山 寛

健全化判断比率及び資金不足比率の報告

1. 健全化判断比率

単位：％

	平成 25 年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	40.00
実質公債費比率	17.1	25.0	35.0
将来負担比率	257.5	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載する。

2. 資金不足比率

単位：％

	平成 25 年度 決 算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
特別会計公共下水道事業	—	20.0
特別会計農業集落排水事業	—	20.0
特別会計簡易水道事業	—	20.0

※資金不足が生じない場合は、「—」と記載する。